

# 金融審の銀行・保険会社の 利益相反の防止措置の提言

制度調査部  
金本 悠希

銀行・保険会社に、利益相反管理の態勢整備を義務付けることを提言

## 【要約】

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第二部会は報告書を公表した。

報告書では、利益相反による弊害の防止の一層の実効性確保のため、銀行・保険会社等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことが目指されている。

また、保険業法のファイアーウォール規制（業務隔壁）を見直し、保険会社の役職員と銀行等・証券会社の役職員との兼職規制を撤廃することが提言された。

## 1. はじめに

2007年12月18日、金融審議会金融分科会第二部会は、「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」という報告書を公表した<sup>1</sup>。

この報告書の中で、次のような提言が行われている。

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大  
利益相反の弊害の防止等の一層の実効性確保  
保険に関する規制緩和

本稿では、上の提言のうち、利益相反の弊害の防止等について説明する。

## 2. 利益相反による弊害の防止等の実効性確保

### (1) 利益相反による弊害の防止の実効性確保

報告書は、「利益相反による弊害を的確に防止していくためには、銀行・保険会社等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要」としている。

<sup>1</sup> 金融庁 HP 参照 ([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20071218-2/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2/01.pdf))。



具体的には、監督指針で以下の項目等を着眼点として明記し、各金融機関に対して利益相反の管理のための態勢整備とその適切な運用を求めていることが考えられるとしている。

利益相反の抽出・特定

利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持

利益相反管理方針の策定

また、各金融機関が策定する利益相反管理方針については、その概要をわかりやすく公表することが求められるべきとしている。

## （２）優越的地位の濫用の防止の実効性確保

現行の銀行法、保険業法等には、優越的地位の濫用、抱合せ販売の禁止等の規定がある。

報告書は、銀行・保険会社等の優越的地位の濫用の防止の実効性をより確保するため、銀行・保険会社等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する体制を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要であるとしている。

## （３）保険業法上のファイアーウォール規制の見直し

### 役職員の兼職規制

報告書は、保険業法における、保険会社の役職員と銀行等又は証券会社の役職員との兼職規制（保険業法 8 条 1 項）については、保険会社、銀行等、証券会社に利益相反管理態勢の整備を求めるとに伴い、撤廃することが適当であるとしている。

ただし、報告書はまた、「保険会社の常勤取締役が他の会社の常務に従事する場合は、引き続き別途認可が必要」としている。

### 顧客の非公開情報を利用した保険募集の制限

保険業法では、保険会社がグループ銀行の保有する非公開情報を顧客の同意なく保険募集に利用することが制限されている。具体的には、非公開情報を保険募集に係る業務に利用するためには、事前に書面その他の適切な方法による顧客の同意が必要とされている。

報告書は、保険業法におけるこの規制については、「銀行等による保険販売規制におけるこれまでの議論等も踏まえ、顧客の属性にかかわらず取り扱うという現行規制を維持することが適当」としている。

このように保険業法における顧客情報の共有の規制は維持される方向となった。しかし、他方、銀行と証券会社との間の顧客の非公開情報の共有については、別途金融審議会第一部会で検討が行われ、顧客の属性によっては顧客の非公開情報の共有を認めることが提言されている。

具体的には、金融商品取引法における顧客情報の利用の同意取得の方法については、顧客が個人の場合はオプトイン（顧客の積極的な同意を得て、情報共有を行うこと）、法人の場合はオプトアウト（予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えること）とすることが提言された<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 拙稿「金融審報告のファイアーウォール規制見直し」（2007年12月27日付DIR制度調査部情報）参照。